

デジタル障がい者手帳の取扱いを開始！

－スマホの提示で市内公共施設の障がい者割引が受けられます－

燕市では、これまで、市内公共施設で障がい者割引を受ける際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（以下「障がい者手帳」）を提示する必要がありました。このたび、障がい者割引における利便性向上を図るため、障がい者手帳の提示に加え、デジタル障がい者手帳アプリ「ミライロID」の画面提示によることも可能とします。運用は、本日8月30日から開始します。

【デジタル障がい者手帳「ミライロID」の概要】

1. 利用方法：スマートフォンに「ミライロID」のアプリをダウンロードして障がい者手帳の情報を取り込み、対象施設の利用時に窓口で当該アプリを提示することで、障がい者手帳と同様に利用料金の割引を受けることができます。

※これまでどおり障がい者手帳の提示により障がい者割引を受けることもできます。

2. 開始日：8月30日（月）

3. 対象施設：燕市産業史料館、分水良寛史料館、長善館史料館、ビジョンよしだ、B&G 海洋センター、分水プール※、てまりの湯（計7施設）
※今季は営業終了

※画面イメージ



【ミライロIDとは】

株式会社ミライロが提供する、障がい者手帳を所有している人を対象としたスマートフォン向けの障がい者手帳アプリです。

（参考 URL <https://mirairo-id.jp/>）



iOS



Android

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 社会福祉課：鈴木（弘）
電話：0256-77-8172（直通）